

無利息型普通預金

（2023年7月3日現在）

1. 商品名（愛称）	無利息型普通預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	随時お預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しできます。
6. 利息	無利息
7. 税金	—
8. 手数料	普通預金から無利息型普通預金へ変更する場合は、所定の手数料をいただきます。 （詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
9. 付加できる特約事項	個人のお客さまの場合、「総合口座」のお取り扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率）。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	—
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ この預金は、預金保険法が定める「決済用預金*」であり、預金保険制度により全額保護されます。詳しくは、店頭にてご確認ください。 *「決済用預金」とは、①無利息、②要求払い（随時払い戻しができること）、③決済サービス（口座振替等）が提供可能なこと、という3要件を満たす預金をいいます。